

# ○不動産を遺産分割協議によって相続した場合の申請書の様式・記載例

(情報番号 1254 全7頁)

土地又は建物の登記名義人（所有者）が死亡し、これらの不動産を相続した相続人ら全員の協議により、特定の不動産を特定の相続人が相続することとなった場合の所有権移転登記の申請書の様式・記載例（法定相続人間において遺産分割の協議が成立した場合であって、相続人の1人が保存行為として他の相続人全員のために申請した事例のもの）は、別紙1のとおりです。御不明の点等がありましたら、最寄りの法務局又は地方法務局に御相談ください。

## ☆登記所からのお願い

- ①申請書は、A4の用紙に記載し、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。紙質は、長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
- ②文字は、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は、使用できません。
- ③郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。

## ◇様式・記載例の解説（別紙1 この例は、相続人である妻と子2人で遺産分割協議をし、相続財産中の不動産を子2人が相続した場合です。）

- （注1） 遺産分割協議の日ではなく、被相続人（死亡した方）が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。
- （注2） 登記事項証明書の記載のとおり被相続人（死亡した方）の氏名を記載します。
- （注3） 住民票コード（住民基本台帳法第7条第13号に規定されているもの）を記載した場合、添付書面として住所証明書（住民票の写し）の提出を省略できます。
- （注4） 相続人の住所、氏名を住民票の写しのとおりに記載し、末尾に押印します（認印で結構です。）。持分は、遺産分割協議書（別紙2）で定められた持分と一致している必要があります。
- （注5） 申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号を記載します。
- （注6） 登記原因証明情報として、被相続人（死亡した方）の出生から死亡までの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等を添付します。また、遺産分割協議の当事者である相続人全員の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等（被相続人が死亡した後に作成されたもの）も添付してください。被相続人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）と重複するものがある場合には、重ねて提出する必要はありません。  
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）などの集め方が分からぬ場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問い合わせください。

なお、「相続関係説明図」(別紙3)を戸籍全部事項証明書(戸籍謄本),除籍全部事項証明書(除籍謄本)等とともに提出した場合には、登記完了後に戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)等をお返しします(遺産分割協議書の原本の還付を受けるためには、別にその謄本を提出する必要があります)。

また、遺産分割協議書の添付が必要であり、その協議書には申請人以外の他の相続人の印鑑証明書(当該協議書に押印された印鑑の証明書)が必要となります。なお、この印鑑証明書は作成後3か月以内のものである必要はありません。

(注7) 申請に係る不動産を相続することになった相続人全員の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合(注3)は、提出する必要はありません。

(注8) 登記識別情報の通知を希望しない場合は、□にチェックしてください。

(注9) 課税価格、登録免許税の計算方法は、情報番号1312を参照してください。

なお、登録免許税を免除されている場合には、免除の根拠となる法令の条項を、登録免許税が軽減されている場合には、登録免許税額のほか、軽減の根拠となる法令の条項を記載します。

各不動産の課税価格を末尾に記載します。

(注10) 登録免許税を現金納付する場合はその領収書をはり付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙をはり付けた用紙を、申請書と一緒につづり、申請人又はその代理人がつづり目に必ず契印をしてください(契印は1人がすれば足ります。)。

(注11) 登記の申請をする不動産を、登記事項証明書の記載のとおりに正確に記載してください。

(注12) 不動産番号を記載すれば、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

(注13) 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください(契印は1人がすれば足ります。)。

(注14) 法定相続人間において遺産分割の協議が成立した場合であって、相続人の1人が保存行為として他の相続人全員のために申請する場合には、委任状は不要です。なお、他の相続人全員のために申請人となる相続人が、代理人に申請を委任する場合の委任状の様式は、別紙4のとおりです。

#### \* お知らせ

相続登記をしないまま放置すると、相続人に相続が発生するなどして、登記手続をするのに必要な関係者が増え、手続が複雑になるおそれがあります。

相続登記は、できる限り早く済ませることをお勧めします。

## 登 記 申 請 書

登記の目的 所有権移転

原 因 平成 16 年 9 月 6 日 相続 (注 1)

相 続 人 (被相続人 法務 太郎) (注 2)

○○郡○○町○○34番地

(住民票コード 12345678901) (注 3)

(申請人) 持分 2 分の 1 法務 一郎 印 (注 4)

○○市○○町三丁目45番6号

2 分の 1 法務 温子 印

連絡先の電話番号 00-0000-0000 (注 5)

添付書類

登記原因証明情報 (注 6) 住所証明書 (注 7)

登記識別情報の通知を希望しません。(注 8)

平成 17 年 3 月 10 日 申請 ○○法務局 ○○支局 (出張所)

課税価格 金何円 (注 9)

登録免許税 金何円 (注 10)

不動産の表示 (注 11)

不動産番号 1234567890123 (注 12)

所 在 地 ○○市○○町一丁目

地 番 23番

地 目 宅地

地 積 123.45 平方メートル

価格 金何円

不動産番号 0987654321012

所 在 地 ○○市○○町一丁目 23 番地

家屋番号 23番

種類 居宅

構造 木造かわらぶき 2 階建

床面積 1 階 43.00 平方メートル

2 階 21.34 平方メートル

価格 金何円

\* これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。(別紙) や (注) は、記載しないでください。

契印 (注13)

## 遺産分割協議書例

### 遺産分割協議書

平成16年9月6日、〇〇市〇〇町〇番地 法務太郎 の死亡によって開始した相続の共同相続人である法務花子、法務一郎及び法務温子は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

- 1、相続財産中、〇〇市〇〇町一丁目23番宅地123・45平方メートル及び同所所在家屋番号23番居宅木造かわらぶき2階建床面積1階43・00平方メートル2階21・34平方メートルの建物は、法務一郎（持分2分の1）及び法務温子（持分2分の1）の共有とすること。
- 2、相続財産中、株式会社〇〇銀行〇〇支店の定期預金（口座番号〇〇〇〇）500万円の債権者及び〇〇株式会社の株式〇〇株（株券番号〇〇〇〇）の権利者は、法務花子とすること。

この協議を証するため、本協議書を参通作成して、それぞれに署名、押印し、各自壱通を保有するものとする。

平成16年9月20日

<u>〇〇市〇〇町二丁目12番地</u>	<u>法務花子</u>	印
<u>〇〇郡〇〇町〇〇34番地</u>	<u>法務一郎</u>	印
<u>〇〇市〇〇町三丁目45番6号</u>	<u>法務温子</u>	印

\* 印は、印鑑証明書と同じ印（実印）を押し、印鑑証明書を各1通添付します（3か月以内に作成されたものでなくても結構です）。

これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。

### 相続関係説明図例

#### 被相続人 法務太郎 相続関係説明図



\* この「相続関係説明図」を提出した場合には、申請書に添付した登記原因証明情報のうち、戸籍謄本、除籍謄本を登記完了後に希望があればお返しします（これを原本還付の手続といいます）。遺産分割協議書を原本還付するためには、別にその謄本を提出する必要があります。

被相続人（死亡した方）の登記記録上の住所が、この「相続関係説明図」に記載した最後の住所と一致しない場合には、戸籍の附票などの住所の移転の経緯が分かる書面を添付してください。ただし、本籍地と一致する場合は、不要です。

「法務花子」の下にある（分割）とは、同人が遺産分割協議の結果、財産中の不動産を相続しなかったという意味です。

これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。

(別紙4)

### 委任状の例

#### 委任状

私は、〇〇市〇〇町〇〇番地 乙野二郎に、下記の登記申請に関する一切の権限を委任します。

記

- 一、物件の表示 後記のとおり
- 一、登記の目的 所有権の移転の登記
- 一、登記原因及びその日付 平成16年9月6日相続
- 一、相続人（被相続人 法務太郎）

〇〇郡〇〇町〇〇34番地

持分2分の1 法務一郎

〇〇市〇〇町三丁目45番6号

2分の1 法務温子

平成17年3月9日

〇〇市〇〇町34番地

法務一郎印

\* 別紙目録として、登記申請書の「不動産の表示」欄と同じ事項を記載した書面を添付して、契印します。印は、印鑑証明書と同じ印（実印）を押印してください。

これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。